

近世福山藩領における保命酒生産と鞆町の社会

後藤雅知

はじめに

本報告は、福山藩領において国産品としての保命酒の生産を唯一許可された中村吉兵衛家に残された古文書を利用しながら、近世の鞆町の社会構造の一端を明らかにしようとするものである。現在その景観が維持されるか否かといった瀬戸際にある鞆の浦の近世のありようは、じつは十分に明らかになっているとはいいがたい。近年、片岡智、神田由築によってその意義や現段階での研究状況が整理された⁽¹⁾が、鞆町の支配構造などの具体相は、脇坂昭夫の先駆的な研究⁽²⁾やそれに依拠した『福山市史』近世編（1968年）の記述に頼らざるを得ないのが実情であり、本報告でも、鞆町の社会構造を全面的に再検討することは不可能である。

そこで本報告では、中村家が藩役人や在方といかなる関係を取り結んだのが明らかとなる史料を紹介して、そこにみられる諸関係を読み解くことにしたい。取り上げる史料は、中村家に残された、慶応1年「手製陶器皿山記録」と慶応2年「扇浦皿山筆記」という史料であり、どちらも、幕末期に保命酒を入れる陶器を焼き出す皿山を、鞆町に隣接した平村に開設しようとしたときの日記である。これらは非常に興味深い史料であるにも関わらず、その内容の一部が村上正名『広島のやきもの』⁽³⁾に紹介されただけで、本格的に検討されたことは管見の限りないようである。

1 福山藩役人と中村家－梅谷皿山の新規築立をめぐる葛藤－

(1) 中村吉兵衛の処罰まで

中村家は17世紀中頃には鞆町に居住し、保命酒生産を始めたと推定され、宝永7（1710）年以降は、藩の許可を受けて保命酒生産を独占した醸造家であった。中村家が醸造した保命酒は、備前焼などの陶器に入れられ、江戸や大坂・京都などに福山藩の国産品として販売されたため、中村家は藩役人と密接な関係を維持し、鞆町にも大きな影響力を及ぼした。保命酒そのものの品質も大事だが、徳利（入れ物）＝陶器には中村家によってきれいな絵付けがなされ、これも販売量に影響したと考えられる。幕末期の徳利には備前焼のみならず、同じ福山藩領の引野村皿山で生産された岩谷焼も利用されていたことがわかり、なおかつ元治1（1864）年に、この岩谷焼の出荷不足を理由に、中村吉兵衛はその増産を藩に嘆願した。しかし思うようには増産されず、そのため平村に自分で皿山を開設し、陶器生産を開始したいと嘆願した。鞆奉行本間六左衛門にこのことを直接願い上げたのは、慶應1（1865）年5月5日のことである。すると同席した鞆奉行所役人（御中役）浜野徳蔵が知己の陶器職人新五郎を吉兵衛に紹介した。浜野はかつて府中市皿山掛の勤務経験があったので、陶器職人に精通しており、これを踏まえて吉兵衛は浜野に「皿山御切人」を頼んだ。これは皿山を解雇された職人を斡旋してもらうことを意味するのであろう。中村家には、陶器職人との

直接的な縁故や皿山操業の技術などは不在で、懇意な藩役人の協力なくして新規皿山の開設は不可能であった。そして鞆奉行所役人はいずれも吉兵衛と酒宴をともにするなど懇意な関係にあるので、吉兵衛の嘆願は了承された。平村が皿山の候補地に選ばれた理由は、新五郎の見立て、試焼の結果、平村の土が陶器に向いていたことであった。

5月12日に鞆奉行所宛に吉兵衛は願書を正式に提出。そこでは、保命酒入徳利が備前焼・岩谷焼ともに不足しており、「何れにも他国并二引野皿山ヲ当テニハ仕込も出来兼可申」、「手元ニおみて聊たりとも焼立不申而者無心元」ので新釜築立を認めてほしい旨が記されていた。なおこの願書は、前もって浜野の加筆を受けている。そして29日には平村庄屋藤田三音助と相談した上で、陶釜設置場所の土地譲渡証文を作成し、平村側に提出した。この証文にも同様に浜野が関与している。また藤田と吉兵衛は懇意の関係にあり、両者の内々の相談で皿山の開設が進められたことも窺える。なお平村がこうした証文を受け取った理由は、郡方手代利根川保蔵から藤田に対して、故障のないように証文を受け取っておくよう通達があったからである。平村は郡奉行支配地であり、鞆奉行の支配を受ける鞆町とは管轄する役人が異なったのである。

鞆町は17世紀初頭には藩主水野家の屋敷があったとされ、その後廃城となるが交通の要衝であったため、町中を預かる役人が常置された。これが鞆奉行の始まりといわれ、阿部家の入部後も鞆町は福山城下とともに領内の二つの町場として支配された。そのため福山藩は城下町を支配する町奉行とともに鞆奉行を置いたのである。そして在方は郡奉行と代官が支配しており、郡奉行は鞆奉行・町奉行より格下の武士が就任するのが通例であったという⁽⁴⁾。鞆町に隣接し、かつては一つの村を構成した平村といえども、支配上は郡奉行の管轄域であった。

吉兵衛が閏5月6日に本間に対して、藩の許可

が下りないことを伝えると、本間は「譬少々手間取候共決而氣遣ハ無之御聞濟ニ相違無御座候間、来ル八日手始いたし可申」と命じた。これを受けて8日には皿山普請を開始し、10日には仮小屋が完成、福山城下で取締役として雇用した佐藤八郎や職人新五郎が仕事を始めるに至る。しかし、同じ日に本間から、町奉行井上男也が反対している旨を聞かされた。井上が反対した理由は三点あり、それは①吉兵衛と引野皿山を経営する福山城下の下魚屋町町人三島屋徳右衛門との掛合内容と異なる内容が願書にあること、②引野皿山を解雇されていない新五郎が吉兵衛のもとで陶器の試焼を行ったこと、③三島屋に引野皿山での徳利増産を説得している最中であること、の三点であった。井上は、吉兵衛が願書に引野皿山からの徳利増産を嘆願しても、それが実現されていないことなどを書き綴ったことに納得せず、願書の書替を要求した。これは後述するが、町奉行が引野皿山を経営する城下町町人三島屋側の立場に立っていたことを示している。その本質的な対立は陶器職人の雇用問題なのだが、これは次項で述べたい。

井上の反論は22日にも届くが、23日には吉兵衛、本間、浜野の合意で普請の強行が決定された。しかし6月になっても一向に井上の許可は出なかった。7月4日には八十八（先代吉兵衛、隠居）が福山で藩の上層部に直談判に及ぶ。さらに同12日には浜野が皿山許可が出ない現状を打破すべく、勘定組頭岡本膳兵衛に会い「此上者御勝手江御引取被成御趣法皿山御取建二相成候而者如何哉」と内談したところ、「気請宜相見」えたという。ここから藩内での役人の内談で、藩の御趣法としての皿山、すなわち藩営の皿山が模索され、9月には藩営皿山が稼働し始めるのである。

しかし許可が出ていないのに平村で皿山建設が進んだことに郡方役人が激怒した。7月26日には郡方役人の意向を受けた田島村庄屋村上三郎助が平村を見分し、建物普請が進み轆轤も使用されている現状を郡方に報告。27日には普請、28日に

は轆轤稼働の中止が申し渡され、吉兵衛は無許可で皿山設置を進めた廉で、8月17日に押込処分となった。平村庄屋藤田も庄屋役を取り上げられた。

(2) 靱奉行と町奉行の対立－職人雇用をめぐる中村家と三島屋－

靱奉行と町奉行との対立は、本質的には梅谷皿山（平村の皿山）を運営する中村家と引野皿山を運営する三島屋徳右衛門との陶器職人の雇用をめぐる対立であった。閏5月22日に町奉行井上が靱奉行本間宛に送った書状からは、井上が問題点として挙げたのが次の5点であったことがわかる。

①吉兵衛の願書に記載された三島屋による引野皿山での職人取扱方や吉兵衛との陶器取引（陶器の値上げや汐留など）について、三島屋が主張する事実と異なる。②引野皿山支配の新五郎に試焼をさせたこと、またそれについて願書に記してあるのは、他支配（町奉行支配）への越権であり、願書から記載を削除する必要がある。③三島屋による引野皿山での徳利生産は他の陶器生産より利益がないので、無理に生産を強制することはできない。そこで今後は「御国産名酒諸徳利御用聞と申事徳右衛門江」命じれば徳利生産に特化させるので、それで十分ではないか。④引野皿山で雇用された職人のうち「手切」（＝解雇）となっていないものを新皿山で雇用することは禁止とすることが前提。その上で、引野皿山との間で職人の賃金値段定を話し合っただけで決定する必要がある。⑤新五郎や久助、松助らが靱津で新釜の築立をしたとの噂があるが、無許可で皿山開設作業が始まるはずはないので、その点の吟味が必要である。

③については、今後吉兵衛の新皿山が開設されれば必要がないとも述べるなど柔軟な姿勢を示しており、井上が新皿山の開設に決して反対したわけではなかったことがわかる。つまり井上が強調しているのは、いずれも陶器職人の雇用の問題についてであった。これには、その前に三島屋徳右衛門が町奉行所に提出した願書の内容が強く反映

されていた。

三島屋は願書のなかで、近年引野皿山産の保命酒用徳利が高価になっているが、これは職人賃金を上げたためであり、職人への配慮ゆえに高価にならざるを得ないと主張し、その上で、職人不足にも関わらず、職人のなかには「貸金其俵いたし置外方新釜へ罷越、或者外職人誘引いたし候者も有之」と指摘し、「何卒当山二而職業相覚候者共猥二外方江参り候義者不相成候様御ゞり御附被成下度」、特に「当山稼来候職人吉兵衛召遣候義者決而不相成候様」命じて欲しい、と願い出た。つまり引野皿山の職人を梅谷皿山のほうで引き抜き、雇用しないしてほしいということである。引野皿山は福山城下に近接して存在したため、もし平村に新たな皿山が開設されると、両方の皿山の距離が近いために、職人の引き抜きが多発することを三島屋は予見しており、それを阻止したかったのである。もちろん新五郎という職人が中村家に雇用されたことにも危機を感じたものと思われる。

さらに6月20日に本間から呼び出された吉兵衛は井上から本間に来た次の書状を見せられる。一筆致啓上候、然者先達而御出勤之節御嘶合いたし候其御津中村吉兵衛築立之新釜二而召仕之職人之義、引野皿山二而召仕候分者、仮令引野之方手切れ与相成、吉兵衛皿山江仕ヒ呉度旨頼出候共一旦引野皿山二而召仕候分、新五郎之外者吉兵衛召仕ヒ不申事二相成候ハ、別二賃銀等之定無之而も可然与奉存候、右之段申上置候処二其答相伺申度奉存候、右申上度如斯御座候、以上

六月七日 井上男也 利忠花押
本間六左衛門様

この書面は正確には、引野皿山を「手切」となった職人も含めて新皿山での雇用を禁止すれば、職人賃金定などを作成する必要はないが、それではどうか、という問い合わせに過ぎないのだが、本間や吉兵衛はこれを引野皿山「手切」職人の再雇用禁止と解釈した。たとえば本間は22日に吉兵衛に「皿山二而仕ヒ候職人之義追々者兎も角も取

計出来可申、何様（新皿山開設の）御聞濟無之而者差間多二も有之、曲而今般之处者引野手切レ相成居候分二而も召仕不申事ニ返書ニおよび御聞濟願取候方可然」と論しており、賃金定とからめて解釈していない。またこうした本間の説論に対して、吉兵衛も「皿山御承知ニ相成候而も召仕ヒ候職人無之而者新釜御免ニ而も細工出来不申、御領内ハ勿論他国産職人ニ而も引野相持候者之方多分有之候様承合事候、引野手切レ出来候者召仕ヒ不仕与申事者一円服シ兼申候」と返答しており、やはり井上の書面を正確に解釈していない。本間や吉兵衛からみると、井上の主張は、引野皿山「手切」職人までも再雇用を禁止するというものであり、「不当之御駈合」に相当し、了承する余地はなかったのである。

なお井上がそのように考えていなかったことは、吉兵衛が郡方役人鈴木秉之助から聞いた内容からもわかる。鈴木は井上に面会して、井上が許可を出さない理由を聞いたという。その内容によると、井上は「鞆御奉行江、職人之義引野手切レ相成居候分者吉兵衛召仕候而も不苦、手切無之又者先借等有之職人者鞆津ニ而も召仕不申駈合遣し置候得共」、鞆奉行からの返事がないので、郡奉行に返答できないと話したという。井上にとって重要なのは「引野手切無之職人者仕ヒ不申事」と「新山并二賃錢も相応ニ可有之候」ことであり、職人賃金定とセットで引野皿山「手切」職人の雇用は認めていた。そして「引野職人共抜々鞆津之方江罷出候而者引野潰ニも及可申訳柄ニ付、前条之趣駈合遣し候義ニ而、此处ニ而寢与治定いたし置不申而者往々故障筋ニ付、御聞濟前二熟談ニ及候」と井上が鈴木に述べたように、引野皿山の経営堅持こそが最重要課題であり、職人引き抜きの防止が確約されれば、新皿山の開設に反対するつもりは毛頭なかったのである。吉兵衛はこうした井上の話を鈴木から聞いて、「鞆御奉行江御駈合与ハ少々意味相違いたし居」との感想を持ったが、井上が引野皿山「手切」職人の雇用と賃金定とを

セットにしていたことには気づかなかったようである。

このように鞆奉行と町奉行との意思疎通が不十分であったこともあるが、両者の対立が職人の雇用をめぐる問題であったことがわかる。そして実際には後述するように、町奉行井上や三島屋が危惧した通り、梅谷皿山開設後は職人の引き抜きが横行し、引野皿山の運営が困難になったことを考えると、町奉行にとってここは譲れない点であったと思われる。

(3) 藩営皿山の稼働

藩上層部での方針が藩営皿山に決すると、8月28日には、年寄高滝左仲が浜野とともに皿山の見分に訪れた。この左仲の命令を受けて、元々役川村九十九らは本間に書状を送り、郡奉行高野平左衛門とも打ち合わせの上で、皿山職人だけでも操業を開始するように申し送り、9月4日から職人が働き始めた。しかしここでも藩の決定がなされているにも関わらず、その情報が郡奉行を通じて平村に伝達されていなかったために、吉兵衛と平村とのあいだで齟齬が生じた。

9月4日から連日平村村役人は郡方からの許可がないことを理由に皿山操業の差留を要求した。5日には職人楨助から吉兵衛に、操業を差留められたとの話があり、吉兵衛は「御上より御取立被遊候皿山之義ニ付村方より差留候ハ筋ニ相当り不申義ゆへ、以後駈合参り候節者職人共ニ而者御上之御指図ヲ以相働候ゆへ、御掛合之義以後鞆御番所江御直談被下度相答可申旨」を楨助に伝え、陶釜への火入が開始された。翌日も村役人が棟梁の新五郎に釜の差留を迫ったので、吉兵衛は本間に相談。すると本間は「新皿山之義ハ御上御趣法御皿山御取立被遊候ニ付、郡方高野（郡奉行高野平左衛門）へ御打合之上御元々中より書帖到着之上取行候皿山之義ニ御座候間、直ニ村方より差留候ハ郡方御指図ニ而も相用候義出来不申、差留テ可然筋ニ候ハ、福山郡御奉行より御駈合有之候ハ、

早々差控サセ可申、何事も福山表より御駈合有之候様村方申達候様及返答候様」にと吉兵衛に指示した。御趣法皿山＝藩営皿山であるために、あらゆる差留にも応じる必要がないとの強硬姿勢に出ることができたのである。こうして10日には最初の陶器が梅谷皿山で焼き出された。以後、梅谷焼が大量に生産され、保命酒の入れ物として利用されるのである。

ここでその後の三島屋の動向にもふれておこう。三島屋は引野皿山において、おそらく保命酒用陶器として中村家に販売できる見込みで徳利を焼いたと考えられるが、保命酒用徳利は基本的に梅谷焼で充足されるようになったと考えられる。慶應2年9月には、町奉行井上の幹旋もあって、吉兵衛は、三島屋の親類で代理人の橘高繁次郎と福山城下で面会した。そのとき橘高は、三島屋が陶器の捌き先がなく不融通に陥り釜が稼働できないので、吉兵衛に陶器を引き受けて欲しいと持ちかけたが、吉兵衛は「徳右衛門故障二付三十日御咎、押込もいたし」と三島屋のせいで自分が処罰された恨みを述べて、さらに三島屋が梅谷皿山に対抗して無断で陶器職人の賃上げを実施したことや、陶器の釜出し後の連絡が非常に遅く、勝手に汐留（おそらく出荷調整のこと）を行うなど、中村家に不利な扱いをしていることを挙げて、今回は「壺艘分受取」と少量の陶器のみしか引き受けないと返答した。吉兵衛はこのときのやりとりを「逆も話合振書紙二八尽かたく御座候」と記している。相当きびしい態度で臨んだものと思われる。さらに翌月にも橘高との交渉はなされたが、引野皿山の陶器の品質が梅谷皿山よりも悪いこと、銀子が不融通であることを理由に、吉兵衛は荷受けを拒否した。もはや吉兵衛の優位は、ゆるぎないものとなったのである。

2 陶器職人の動向とその統制

(1) 陶器職人らの実態

まずは、棟梁となった新五郎をみておこう。新五郎は福山城下から通いで引野皿山で働いていたが、何らかの理由で一時的に城下に留まっていたところを、吉兵衛に雇用されたようである。引野皿山に借銀はあったが、そのまま梅谷皿山の棟梁の地位につく。梅谷皿山が稼働した9月4日に鞆奉行所役人浜野徳蔵がすべての職人を前に訓辞を述べるが、その際に新五郎を正式に棟梁に任命し「別段厚く御教諭」した。藩営皿山であるがためか、藩役人が職人統制の頂点にいたのである。このとき皿山の支配人も、吉兵衛が福山城下で雇用した佐藤八郎に正式に決まった。以後は八郎が吉兵衛の意向を受けて皿山を統括することになる。

しかし9月15日には新五郎と楨助が頭立ち、藩に賃金の決定を求める騒ぎが起こる。浜野らは翌日梅谷皿山に赴き、新五郎を一応説得することに成功したが、支配人八郎は「職人共ト不和応接無之」という状態であり、皿山内には職人らの落書きがなされるなど、職人統制が十全ではないことがわかる。また11月11日にも新五郎は大工・左官と不和になり、「山内不穩」という状態に。吉兵衛らが説得するが「全ク新吾（新五郎のこと）壺人之心得違不埒之事」と日記に記されるように、新五郎に問題があったことが推測される。その後翌年の1月25日には銀札の貸付をめぐって新五郎が立腹。これを岡本膳兵衛が叱るが、それに対しても「不出来之返答」をした。さらに2月15日には「荒し子」（＝土運びや陶器職人の補助を担う存在）一同も新五郎と対立するなど、吉兵衛も棟梁の引替を考えることになった。ところが新五郎は4月5日福山城下に出掛け、そのまま灸治療と称して皿山に戻らなくなった。9月13日に陶器職人久助が福山城下で新五郎に会ったときの情報では、新五郎は酒を飲むなど体調は良いのに梅谷皿山には戻らず、他のどこかで「随意二細工」を

していたという。つまり、そのまま他の皿山で働くようになったのであろう。以後は久助と楨助が職人全体を指揮して陶器を生産する体制になったと考えられる。

次に楨助が出奔したときの状況をみてみよう。楨助は慶應2年1月11日に新五郎と飲酒の上で口論となり、八郎が楨助を皿山から連れ出して吉兵衛宅に連れていく途中で出奔した。翌日には楨助を探して親元である引野村新右衛門のところを治郎平が訪れる。楨助の行方はわからず、「近辺之山々并二村内」を探すが見つからない。八郎が楨助を逃がしたのだから、八郎の責任で楨助を探せと新五郎が「難題申出」てきたので、藩役人である柏原忠三が新五郎の説得にあたった。その後19日になると、楨助が今治に行っているかも知れないとの情報にもとづいて、吉兵衛は平助を今治に派遣。22日に平助が今治で「棟梁多市倅美作」に面会すると、2、3日前に楨助が今治に来たので引き留め置き、今日から働くことになっている⁵⁾ことがわかり、楨助を説得して23日に梅谷皿山に連れ帰った。なおこの間、21日には浜野・柏原が梅谷皿山に入り、吉兵衛・八郎立ち会いの下で、職人・荒し子一同に皿山の心得方を申し渡している。

上記2人の事例からは、次の点が注目されよう。第一に、皿山内の職人や荒し子を統制できたのは藩役人であり、吉兵衛や八郎では実質的には管理できなかったことがわかる。特に9月15日の職賃の決定願は吉兵衛に申し出たもので、吉兵衛は八郎を浜野のところへ派遣して意向を伺うなど、自身では決定できていない。もちろん藩営皿山であるためかもしれないが、浜野がこうした職人の申し出に立腹したことを考えると、本来は吉兵衛のところでは却下すべき案件であったとも思われる。この日吉兵衛は浜野の意向を踏まえて、一応新五郎らを説得して皿山に返し、翌日改めて浜野らが皿山で説諭を行うこととなったことが、藩役人なくしては、皿山が管理できなかったことをよく示

していよう。そのなかでも支配人である八郎と職人らとの不和が目される。八郎による皿山支配は円滑には進まず、つねに藩役人の介入をもって問題の解決が図られるのが実態であった。

第二に、楨助の引き戻しにみられるように、陶器職人相互のネットワークが存在したことが推測される。楨助の出奔先が今治皿山であったり、出奔先に関する情報を吉兵衛が入手し得たのも、皿山で働く職人の間にできあがったネットワークを前提にしなければ理解できない。この他にも、新五郎は梅谷皿山が正式に稼働する直前の9月1日に、仁加田八郎、広島又二郎、砥部喜助を皿山に連れてきた。このうち砥部とは、伊予の大南・北川毛・五本松村で焼かれた砥部焼のことと考えられ、こうした遠方の職人を伝で雇用することができたのである。

また梅谷皿山の稼働後は、他所から陶器職人がやってきた記事も散見される。慶應1年10月14日には石州職人の定一が夫婦連れで入山しているし、翌3月18日には、石州郷津生まれの職人藤七が書状を持参して、梅谷皿山での雇用を求めている。藤七は「山内之職人色々兼而之藤七身上之ケ条申立居合附不申」というように、皿山内の職人の反対を受けて雇用は見送られた。藤七の身上向は他の職人にも知れ渡っていたと思われ、こうした点からも職人相互のネットワークの存在は確認できよう。

第三に、陶器職人の流動性が高いことがわかる。新五郎も楨助も皿山内では熟練職人として最上層であったと考えられるが、そうした職人でも頻繁に出奔し、他の皿山で働くことがあったのである。さらに表1をみると、引野皿山で雇用された職人の一部が、今治皿山や芸州芋掘皿山、木ノ庄皿山⁶⁾で以前に雇用された経験を持つことがわかる。このように職人は、特定の皿山で固定的に働くことが常態化していたわけではなく、安芸・伊予といった瀬戸内海沿岸を中心とした一定の広がりの中なかで雇用先を転々と変えていたことが読みとれ

表1 三島屋による職人差書

陶器職人名前	来歴	三島屋の必要性	三島屋の入用の有無	吉兵衛による雇用
新五郎	出口村住居職人、昨年霜月十日七ヶ年振仕事ニ罷出候由、其後折々八府中江還り通イ勤同様相働居、当度五月四日町役所留被仰附、同六日帰宅仕候由ニ御座候	取替銀御座候ニ付返済之上ハ入用之者ニ無御座候	無	○
久助	三吉村、近年伊与今治皿山相稼昨年極月初より凡七ヶ年振引野江罷出、当五月三日迄細工仕居候由	取替銀も御座候得共何分入用之者ニ御座候	有	○
鉄五郎	吉津村産、芸州芋掘皿山相稼居、凡十年前引野相働候由、当夏四月頃引野愛働候由	当時三原芋掘皿山江抜ニ参居候、入用之者ニ御座候間呼寄せ遣ひ候積りニ御座候	有	○
治郎吉	加州産、当時備中松山在皿山相稼居、凡三ヶ年前引野相働候由	国元へ引取居候へ共呼寄申候積り二而入用之者ニ御座候	有	×
重次郎	大坂産（多度津職人）、当時讃岐辺ニ罷在候由、当夏四月頃引野愛働候由	当時国元へ引取居候、取替銀も御座候間返済之上ハ入用之者ニ無御座候	無	○
奎助	吉津村住、木ノ庄皿山職人之由、只今者休職いたし凡十二三ヶ年外売事仕居候由	入用之者ニ無御座候	無	×
平助	芸州十崎産、伊与今治皿山相稼居候由、昨年七月頃迄引野相働候由	国元へ引取居候へ共呼寄申候積り二而入用之者ニ御座候	有	○

よう。そしてその周囲には石見国にまで至るようなより広域的な職人のネットワークも存在したと推定されよう。

(2) 陶器職人らの引き抜き

ここで引野皿山からの職人の引き抜きについてもふれておこう。表1は三島屋徳右衛門が引野皿山で必要とする職人を書き上げて町奉行に提出した「職人差書」の記載を整理し、それに吉兵衛がその後雇用したか否か日記から判明する限り書き込んだものである。ここから久助、鉄五郎、平助の三人は、三島屋が必要としたにも関わらず、吉兵衛が梅谷皿山に引き抜いたことがわかる。また重次郎は、借銀を返済すれば必要はないと三島屋が述べているが、借銀を返済しないまま梅谷皿山に雇用されている⁽⁷⁾。したがってこれも引き抜き

に準じる存在であったといえよう。表1にはないが、榎助も引野皿山に雇用されていたと考えられ、引き抜かれたことが確実である。

特に久助と榎助は、新五郎出奔後の皿山職人の中心的存在ともなる職人であり、その引き抜きは引野皿山の稼働に深刻な影響を及ぼした。これは、11月2日に梅谷皿山見分に来た岡本膳兵衛が吉兵衛に対して、「久助、榎助之兩人差返し呉度町方方駈合御座候へ者、都合能申伸相断候間勝手ニ召遣可申」と告げたことに象徴的に表れている。町奉行は三島屋の意向を受けて、久助と榎助を引野皿山に返して欲しいと岡本に申し入れたが、岡本はこれを却下したのである。梅谷皿山が藩營の皿山として開かれたがゆえに、一商人の訴願に基づいた町奉行の依頼をあっさり断ることが可能となったのである。

この他にも、次のような例が確認できる。まだ町奉行井上との交渉がまったく進展していない慶應1年閏5月7日の段階で、久助が荒し子松次を梅谷皿山に連れてきて、9日には二人で皿山の操業に必要な人足を集める手筈を進めている。このとき松次は「手城（引野）皿山住居之義ゆへ、手切之上ならて八雇入候義六ヶ敷」人物であった。しかしその後も松次は新五郎の下で働いている。また元吉という職人も、引野皿山から引き戻して欲しいと依頼があったので、引き抜かれたことがわかる。

藩営皿山という名目を手に入れた吉兵衛は、結果的に引野皿山からの引き抜きを合法化することに成功したのである。そして実際に職人が多数引き抜かれた理由には、職賃が引野皿山より一割増となったことが挙げられると思われる。

(3) 梅谷皿山統制の困難

陶器の焼き出しは順調に行われたが、棟梁の新五郎が出奔したまま帰らないなど、皿山の統制そのものは困難を極めた。以下では、職賃上げの問題と博奕の横行についてふれておくことにしたい。

慶應1年9月15日に職賃を定めるよう新五郎らが迫ったことは先述したが、福山藩では、10月13日に岡本膳兵衛と浜野徳蔵が梅谷皿山に来て、職賃について職人に直接通達した。その内容は、表2の通り引野皿山より一割増となっており、藩が

梅谷皿山を優遇したことが窺える。町奉行井上が当初危惧したことはほとんどすべて現実となり、職賃の相互協定も成り立たず、引野皿山からの引き抜きも防止できないこととなった。

しかし職人は「諸色高直之事ゆへ」これでも不十分と主張し、翌年の4月14日には職賃の三割上げを要求する。これに対して吉兵衛は、二割増とすることを了承した。さらに6月15日には、久助始め一同が、新五郎らの不在に象徴されるように最近では職人総数が不足しているので、一人前の職賃を上げてほしいと願い出た。これを吉兵衛は「素方不当強欲之事相考候」と捉え、隠居八十八に説得して貰った。しかし久助らは「納得いたし不申、竈焚延引いたし呉候様申出」たので、仕方なく前回の釜出分の賃金などを多少増やし、今回分の治郎平の職賃を増やすことを了承した。吉兵衛はこれを「空賃銭老人前相食候事不実千万之至」と日記に書き残している。陶器の焼き出しを止めるわけにはいかないので、職人の要求を飲まざるをえなかったのである。また先述したように、三島屋も吉兵衛に無断で引野皿山での職賃を上げたりしているので、その影響があったのかも知れない。

ちなみに、皿山では慶應2年9月5日から、平村の子供達が「職小供」として轆轤を利用して陶器を作り始めたが、その親達も9月28日には「諸色高直之節ゆへ」子供にも「本職人並之賃銭相定

表2 皿山での陶器細工賃比較

陶器種類	細工賃		
	引野皿山	梅谷皿山1割増 慶應1年10月13日	梅谷皿山2割増 慶應2年4月14日
備前形1升陶	1分5厘	1分6厘5毛	2分
同 5合陶	9厘	9厘9毛	1分3厘
同 3合陶	7厘	7厘7毛	9厘
同 2合陶	5厘5毛	6厘	7厘
同 1.5合陶	4厘5毛	5厘	6厘
燈台(大)	1厘5毛	2厘	2厘5毛
火用燭(大)	1厘3毛	2厘3毛	(記載なし)
梅角陶1升陶	2分5厘	2分7厘5毛	(記載なし)

呉候様」に申し出た。子供の製陶には失費が多く、また出来も悪いためこれは却下されたが、今後は二合徳利一つにつき五厘の職賃とし、また子供九人を久助と楨助の弟子とすることになった。こうして梅谷皿山からもたらされた利潤の一部は平村にも還元され、また平村の百姓にも陶器生産の技術が伝授されていくのである。

最後に博奕の処罰についてみておこう。慶應2年の2月と9月に職人が博奕に関わったことが読み取れる。まずは2月17日の記事では、近隣の水呑村のものが船に乗って梅谷皿山近辺まで来て荒し子と博奕を行った。皿山側が負けたことから喧嘩となったという。また12日にもすでに水呑村のもの5、6人と楨助、治郎平、勘助、善六⁽⁸⁾とが博奕をして、皿山側が勝ったことも記される。こうして博奕は頻繁に行われたものと推定される。

そして9月15日には、支配人八郎の報告で、9月9日頃から11日頃まで、楨助、林助、善六、勘助、元平、高次郎の六名が連日皿山を抜け出して、「元村隣家田葉粉屋常助方」で博奕をしたとの情報が入る。そこで21日に、吉兵衛の意を受けた八郎が、平助や久助といった博奕に関与しなかった職人による説得も利用して、説諭を行った。久助は実質的には梅谷皿山の棟梁的存在となっており、本人もそのような自覚を持っていた⁽⁹⁾ので、こうした事実は八郎が職人集団の自律性を利用したものとも捉えられよう。その上で八郎は六人から誤証文を取ろうとしたが、特に高次郎が「誤口上而已二而相済呉候」と強硬に主張したため、誤証文を取ることができなかった。八郎から経緯を聞かされた吉兵衛は、今後のことはあとで考えることとし、まずは高次郎への先貸を決算して解雇するよう指示した（実際には解雇されなかった）。

しかしこの問題と平行して、博打に関わった職人に久助までが加わって、支配人八郎の不正を吉兵衛に、さらには藩役人石藤津右衛門に出訴するという事件が9月21日に起きた。八郎は元平とその父文四郎を臍膺して、納入した陶器や道具数な

どを水増ししたというのである。そして文四郎・元平親子を解雇するか久助らを解雇するか選択を迫った。事態を重くみた石藤は23日に梅谷皿山に赴き、八郎その他関係者立合の下で職人の吟味を行った。

吟味の結果、元平は徳利納入に不正（水増し）があったことを白状し、久助らの主張が受け入れられたが、石藤は、久助らが元平らの不正を内々にはではなく「徒党ケ間敷」「表立一味同心」したことを咎め、さらなる悪事には荷担していないかと問い糾した。久助が何もないと返答したため、石藤は楨助らが博奕に関わったことを糾弾した。ここに至り久助と楨助は平村庄屋藤田に誤証文を作成するので内済として欲しいと願い出ることになる。藤田は藩役人が知るところとなったので内済では済まないと答えたが、最終的に博奕の件は内済となったようである。そして八郎らの不正については、10月4日に鞆奉行所において石藤が、八郎は取締方不行届のために「一己之慎」（10月11日解除）、文四郎は勘定での過銀受取のために「已後急度入念」申し付け、元平は徳利納方不正のために「当山限暇申付」との指示を下し決着が図られた。支配人八郎は、わずかの日数とはいえ、処罰を受けたのである。支配人と職人との関係が操業開始時以来、改善されていなかったことが窺えよう。こうした状態では、吉兵衛や八郎だけで皿山統制を維持することは困難であり、藩役人の介入は不可欠であった。

おわりに

本報告は、二冊の日記の内容を紹介したものに過ぎず、論点の多くはそこからの推測ばかりで、不十分な分析に終始した。この点は今後の課題である。とはいえ、保命酒生産を独占した中村家が独自に保命酒用徳利を焼き出す皿山を新設することが容易でなかったことは明らかになったと考える。福山藩領内で鞆町のみを鞆奉行が支配すると

いう独自の支配構造ゆえに、中村家は、鞆奉行の後ろ盾を受けて藩の中枢部に対して強硬な姿勢で臨めたが、その反面、郡奉行や町奉行支配の諸側面に介入することは困難であった。そのため、鞆奉行の承認の上で行った平村での皿山開設着手では、予想外の押込処分を受けるに至るのである。こうした事実は、近世社会の身分制的支配構造を象徴するとともに、中村家にとっての領主支配とはいかなるものであったのか、考えていく素材となろう。中村家は、鞆奉行所役人に依存することで、皿山開設や職人雇用を実現しているのであり、まずは鞆奉行所役人との緊密な関係の維持こそが重要であったといえよう。その他保命酒の注文や納品をめぐる、藩の国産方役人らとも緊密な関係を堅持したと思われるが、それらは本報告ではふれられなかった。

また皿山における陶器職人の統制にも、鞆奉行所役人を中心とした藩役人の存在が不可欠であり、あえていえば中村家は皿山の勘定方にしか関わるることができなかったともいえよう。職人統制は支配人ではまもなく、藩役人の介入を求めるか、もしくは棟梁を頂点とする職人の自律性に依拠して行うしかなかったのである。陶器職人による安芸・伊予などを中心とした局地的なネットワークに依拠して職人を集めた中村家にとって、彼らが形成した皿山の社会に介入することは容易ではなかったのである。

注

- (1) 片岡智「景観美の文法—名勝鞆の浦・一七～二〇世紀—」、神田由築「近世鞆の浦をめぐる流通と社会構造」(『歴史科学』194、2008年)。
- (2) 『瀬戸内海地域史研究』5 (文献出版、1994年)、9・10章。
- (3) 村上正名『広島はやきもの—広島県窯業史序説—』(国書刊行会、1984年)。
- (4) 『福山市史』近世編 (福山市史編纂会、1968年)。
- (5) 今治には文化・文政期に開窯した末広山窯があり、湊山焼という陶器が焼かれたので、榎助が頼った先は末広山窯であった可能性もある。この窯に

は慶応年間に陶工が備前から来て住みつき、保命酒徳利を焼いたという説があり、陶器職人の受入が行われたことが読みとれる。(乗松茂「伊予のやきものについて」『愛媛の文化』12、1972年)。

- (6) 注(3) 村上書によれば、木ノ庄皿山は広島県にあった皿山で、天保年間に開かれた。保命酒用徳利も生産したが、引野皿山で焼かれた岩谷焼の隆盛で廃窯となったという。
- (7) 慶應2年9月22日の日記の記事では、福山城下の土屋三右衛門手代が「引野皿山より新吾・久助・十次郎江貸附返済いたし呉度由」を伝え、吉兵衛が久助・重次郎は梅谷皿山で操業中なので返済すると答えている。
- (8) 治郎平、勘助、善六は別の箇所ですり子であることがわかる。
- (9) 慶應2年9月26日条に「久助義八棟梁見習位之談示可有之存意之処、其義無之ヲ不足ニ相考、榎助二而も其通之心得も御座候哉」という話を吉兵衛が聞いたことが日記に記される。